

産学連携の協力推進に係る協定書

国立大学法人信州大学（以下「甲」という。）と商工組合中央金庫（以下「乙」という。）は、長野県を中心とした産学連携の協力推進のため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に協力して甲の研究成果等を地域社会に一層円滑に還元すること及び緊密な情報交換等を行うことにより地域の産学連携を推進し、もって地域中小企業等及び地域社会の発展に貢献することを目的とする。

（連携事業の内容）

- 第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業等について連携し、実施するものとする。
- 一 甲の研究成果等のシーズと地域中小企業等の技術ニーズとのマッチングのコーディネート
 - 二 乙の取引先企業等からの技術相談に関する支援
 - 三 地域中小企業等の技術ニーズの情報収集及びそれに対する情報提供
 - 四 その他甲及び乙が必要と認める事業

（連携事業の実施）

- 第3条 甲及び乙は、前条に掲げる事業等の実施を推進するため、相互に連携窓口を設置し、担当者を配置するものとする。
- 2 乙の連携窓口は、乙の長野支店、諏訪支店及び松本支店に設置する。
 - 3 前条に掲げる事業等の具体的な実施に関しては、この協定に基づき、双方で協議して行う。

（費用負担）

第4条 第2条に掲げる連携事業の実施に関し、甲乙それぞれに発生した費用については、原則としてそれぞれが自ら負担するものとする。

（秘密等の保持）

- 第5条 甲及び乙は、連携事業の実施により知り得た相手方の情報及び関係者の個人情報を、相手方の事前の承諾なく第三者に提供若しくは漏洩し、又は第1条に規定する目的以外の目的に利用してはならない。ただし、法令に基づき司法又は行政機関の強制力のある命令等により当該情報の開示を求められた場合は、この限りではない。
- 2 甲及び乙は、連携事業の実施により知り得た地域中小企業等の情報及び関係者の個人情報を、当該企業等の事前の承諾なく第三者に提供若しくは漏洩し、又は第1条に

規定する目的以外の目的に利用してはならない。ただし、法令に基づき司法又は行政機関の強制力のある命令等により当該情報の開示を求められた場合は、この限りではない。

- 3 甲及び乙は、この協定が次条の有効期間の満了又は第7条による解除により効力を失った後も、前二項の規定による秘密保持等の義務を負う。

（協定の有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、この協定の締結日から3年間とし、有効期間満了日の1か月前までに相手方から協定を更新しない旨の書面による通知があった場合を除き、この協定は1年間更新され、その後も同様とする。

（協定の解除）

- 第7条 甲又は乙がこの協定を解除しようとする場合は、解除しようとする日の1か月前までに相手方に対して書面により通知しなければならない。
- 2 甲及び乙は、前項の規定による解除に係るいかなる責任も負わない。

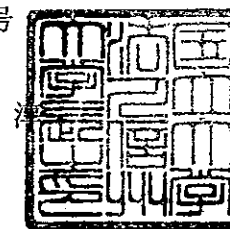
（その他）

第8条 この協定に関して協議が必要な事項がある場合又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲及び乙で協議する。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙それぞれが記名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年1月23日

(甲) 長野県松本市旭3丁目1番1号
国立大学法人信州大学長
小宮山



(乙) 東京都中央区八重洲2丁目10番17号
商工組合中央金庫理事長
江崎 格

